

遊泳用プール

pH値	5.8以上8.6以下
濁度	2度以下であること
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	12 mg/L以下であること
遊離残留塩素	0.4mg/L以上であること。1.0 mg/Lであることが望ましい。
二酸化塩素濃度※1	0.1mg/L以上 0.4mg/L以下であること
亜塩素酸濃度※2	1.2mg/L以下であること
大腸菌	検出されないこと
一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が200以下
総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい。
レジオネラ属菌※3	検出されないこと（10CFU/100mL未満）

pH値、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌 → 毎月1回以上の検査を行う

総トリハロメタン → 毎年1回以上の検査を行う。

(通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高

※ 1,2 塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合

※ 3 気泡浴槽採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生しやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合

).

めの時期とすること。)